

関市電子商品券・関市地域経済応援券について

1 各券の概要

関市では、市内での消費推奨と地域経済循環のため、「関市電子商品券（せき pay）」「関市地域経済応援券（せきちけ）」を発行しています。



令和6年度は次のとおり発行します。

応援券	制度	概要	1人にお渡しする額	発行見込総額
せき pay	出生お祝い	関市で生まれたお子さん（0歳児の転入を含む）へのお祝い	30,000円	1,500万円
	結婚お祝い	関市で婚姻届を提出された方への結婚お祝い	20,000円	400万円
	妊娠お祝い	関市で妊娠届を出した方（関市に転入した妊婦を含む）へのお祝い	10,000円	500万円
	住まいる*せき応援券	関市内で住宅を取得し定住する世帯への奨励金	200,000円	7,200万円
	せきっこ未来応援券	18歳未満のお子さんがある世帯への支援	30,000円	4億5,000万円
	省エネ家電購入応援券	省エネ家電を購入する市民の方への支援	40,000円 または20,000円	797万円
せきちけ	暮らしにエール商品券	関市に住民票がある方への給付 ※せき pay・せきちけのどちらかを給付 (利用者がどちらかを選択)	10,000円	8億5,000万円
	米寿お祝い	88歳を迎えられる方へのお祝い	3,000円	165万円
	成人祝い	成人式のお祝い	1,000円	140万円

2 協力店

せき pay・せきちけをお取り扱いいただくには、関市に登録申請書を提出し、協力店になる必要があります。協力店は、関市内において営業する事業所又は店舗であることが条件です。同一事業者には複数店舗がある場合は、店舗毎に申請が必要です。

※公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしている事業者、宗教的活動又は政治的活動をしている事業者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力である事業者は登録できません。

3 大規模店と中小規模店

協力店は、店舗規模によって2つの区分に分類されます。

大規模店（大型店等）	1つの建物であって店舗等面積の合計が1,000㎡を超える小売業店。 ※ただし、大規模店内のテナントを含む。
中小規模店（中小店等）	大規模店以外の店舗。 (店舗の面積が1,000㎡以下の店舗。)

せき pay・せきちけは限定券と共通券の2種類があり、それぞれの券ごとに使える店舗区分が決まっています。

限定券	中小規模店でのみご利用いただけます。 大規模店ではご利用いただけません。
共通券	協力店全てでご利用いただけます。

4 ご利用いただけない取引

次の取引にはご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・有価証券 ・宝くじ ・たばこ ・商品券 ・切手、郵便はがき又は印紙
 - ・現金・プリペイドカード又は電子マネー ・医療、介護等の自己負担
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係る役務の提供等
 - ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品その他の事業者間で取引するもの
 - ・その他市長が不相当と認めるもの
- また、商品券の利用ではおつりは出せません。

3 換金手続き

各商品券の換金は、市役所からの振込で行います。手数料はかかりません。

せき pay

振込スケジュールに沿って自動精算されます。（換金手続きは不要です。）

せきちけ

請求書と使用済み商品券を関市役所企画広報課へご提出ください。

郵送、地域事務所でも受け付けいたします。

※郵送で請求書を提出する場合には、郵便事故を防ぐため、追跡可能な方法で送付をお願いします。

振込スケジュールについて

締 日：毎週水曜日

振込日：締日の2週間後の水曜日

注意① 水曜日が祝日の場合、締日は前倒しになります。

また、せきちけについては、地域事務所への提出、郵送等の場合にも、本庁企画広報課に到着した日付で処理を行います。

注意② 請求書提出後最初の水曜日（当日を含む）から2週後の水曜日までに祝日がある場合、振込日は祝日の日数分遅くなります。

5 取扱い上のご注意

- ・商品券の取引におけるつり銭の支払いはできません。
- ・有効期限が過ぎたもの、大幅な変形や破損がされたものはご利用いただけません。
（せき pay は有効期限を過ぎた場合、自動的に使用できなくなります。）

ご不明な点がございましたら、関市企画広報課へお問い合わせください。

問合せ 関市役所 企画広報課
501-3894
関市若草通3丁目1番地
担当：青山・中村
電話：0575-23-9290
FAX：0575-23-7744